

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

2.目標と取組内容・実施期間

目標1： 採用者に占める女性割合を50%以上にする。

【取組内容】

- 令和8年4月～ 女性の応募が増えるよう女性のキャリア支援制度の充実さをアピールし、積極的に採用活動を実施する。
- 令和8年4月～ 女性社員による就活説明会の機会を増やし、福利厚生などの企業像を理解していただき、効果的な採用活動に繋げる。

目標2： 男性社員の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数を90%以上にする。

【取組内容】

- 令和8年4月～ 社内制度の更なる拡充を行い、女性管理職の推進を図る。
- 令和8年4月～ 育児休業を取得しやすい環境づくりを行うとともに、育児休業からの円滑な復帰を支援する。